

## 文芸サロンの会規約 (2021. 10. 16)

### 1. 目的

文芸サロンは、文芸を通じて、会員相互の資質の向上と親睦を目指します。

### 2. 会員資格

#### ○正会員

SNF（シニアネット福岡）に入会し、文芸サロンMLに登録手続きを済ませた者を正会員とします。

#### ○準会員

SNFの会員で、文芸サロンの趣旨に賛同し作品の投稿を試みる者、正会員が同行する文芸サロンの趣旨賛同者を準会員とします。

### 3 会の位置

文芸サロンは、会員の総意のもとに、世話人（会員有志）によって企画・運営されます。SNFとは独立した組織を持つ愛好会です。

### 4 例会

文芸サロンの例会は、原則として3ヵ月に1回、年間4回行います。

- ・例会前には、世話人から例会日時等の案内を、文芸サロンMLにて行います。
- ・例会への出欠の可否については、文芸サロンMLにて連絡願います。

### 5 作品の紹介及び投稿

会員の作品の発表及び紹介は

- ・文芸サロンMLに添付して行う。
- ・例会時に持参して行う。
- ・SNFホームページの同好会・愛好会の窓に「文芸サロン作品紹介」欄を設ける。

### 6 著作権

- ・作品の著作権は、全て作品作成者に帰属するものとします。

### 7 作品の品格

- ・誹謗中傷は行わないこと
- ・特定の政治及び宗教に偏らないこと
- ・公序良俗に反しないこと

以上